

令和8年度発達支援事業実施要項

1 趣旨

発達障がい等のある児童生徒とその保護者等に対し、集団又は個別での活動や、児童生徒の心身の発達状況や特性等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することで、児童生徒が家庭生活や学校生活、社会生活を円滑に送ることができるよう支援し、発達を促すとともに、親子関係の充実を図る。

2 主催

愛媛県教育委員会

3 対象

小・中学校に在籍する発達障がい等のある児童生徒（診断等は不要）、保護者、関係教職員

4 事業内容

(1) 親子教室

- | | |
|---------|---|
| ア 目 的 | 親子での活動や個別相談、先輩保護者等による講話を通じて、児童生徒の発達や特性、家庭生活における支援方法の理解を促し、親子関係の充実を図る。また、特性や個々の実態に配慮した集団での活動を通じて、児童生徒の社会的な発達を支援する。 |
| イ 期 間 | 令和8年5月から令和9年2月まで（年間7回実施） |
| ウ 対 象 | 児童生徒及び保護者 |
| エ 担 当 者 | 総合教育センター所員（特別支援教育室） |
| オ 場 所 | 総合教育センター |
| カ 内 容 | 【親子30組】 （親子で参加）
○集団又は個別での遊びや制作活動等
○総合教育センター所員による個別相談
【希望者全員】 （保護者のみ）
○外部講師（先輩保護者や福祉関係者等）による講話 |

(2) 地域別親子教室

- | | |
|---------|--|
| ア 目 的 | 親子での活動、保護者同士の情報交換会等を通じて、児童生徒の発達や特性、家庭生活や学校生活における支援方法の理解を促し、親子関係の充実を図る。また、特性や個々の実態に配慮した集団での活動を通じて、児童生徒の社会的な発達を支援する。 |
| イ 期 間 | 令和8年9・10月（県内5会場において各1回実施） |
| ウ 対 象 | 児童生徒、保護者及び関係教職員（希望者全員） |
| エ 担 当 者 | 総合教育センター所員（特別支援教育室） |
| オ 場 所 | 東予教育事務所管内の小学校2校、南予教育事務所管内の小学校2校
総合教育センター |
| カ 内 容 | ○制作活動や集団活動等
○保護者同士の情報交換会
○関係教職員と総合教育センター所員との個別相談 |

5 事業の参加申込み等

- (1) 各学校において、対象となる児童生徒の保護者に、参加希望の有無を確認する。
- (2) 学校長は、希望を取りまとめ、参加申込みを総合教育センターに提出する。
- (3) 定員のある親子教室については、学校からの参加申込みを受け、総合教育センターが30組の参加者を決定し、参加決定通知を学校長に送付する。
- (4) 総合教育センターは、次の事項について学校長へ連絡又は通知する。
 - ア 該当児童生徒の本事業への参加に関すること
 - イ 該当児童生徒の指導・支援に関すること
 - ウ その他、必要と思われること

6 事業参加保護者に関する留意事項

- (1) 親子活動を伴う親子教室及び地域別親子教室は、保護者同伴で参加する。
- (2) 本事業の予定日に欠席する場合は、保護者が事前に学校及び総合教育センターに連絡する。
- (3) 本事業に関する経費のうち、次のものは保護者の負担とする。
 - ア 本事業の参加に必要な、児童生徒及び保護者の交通費
 - イ その他、県費で負担できない経費等

7 保険等

- (1) 児童生徒が本事業へ参加する場合、学校は出席扱い（課外活動に位置付ける）とする。よって、活動中にけがをした際は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続を行う。
- (2) 本事業実施場所への児童生徒送迎途上における事故については、保護者が責任を負う。また、活動中の保護者等のけが等についても、保護者の自己責任とする。

8 その他

文書の扱いについては、秘密保持に留意する。